



府 公 第 112 号
平成 26 年 5 月 19 日

公文書管理委員会

委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

下記について、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 1 号の規定に基づき、諮問します。

記

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 22 号）の施行に伴い、別紙のとおり、公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）別表の改正を行うこと。

公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正（概要）
（国家公務員法等の一部改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）

内閣府大臣官房公文書管理課

1 背景

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 22 号）において、中央人事行政機関たる内閣総理大臣は内閣官房の主任の大臣として整理され、その下位法令は改正後の内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 26 条第 3 項に定める内閣官房令とされることとなっている。

2 改正内容

行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間について定めている公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）の別表（第 8 条関係）のうち、一の区分中「内閣府令」を「内閣官房令、内閣府令」に改める。

政令第 号

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（抄）

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第三十五条 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「内閣府令」を「内閣官房令、内閣府令」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。ただし、附則第三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

